

株式会社 USEN
キッズコーナーDVD サービス規約

(規約の適用)

- 第1条 株式会社USEN(以下、「当社」といいます。))は、当社とキッズコーナーDVDの貸与サービス(以下、「DVD サービス」といいます。))の提供を受ける者と間に締結される契約(当社所定の申込書による申込を含む、以下、「レンタル契約」といいます。))および当社が定めるDVDサービスに関する本規約に基づきDVDサービスを契約者に提供します。
- レンタル契約の申込者は、本規約に承諾の上、DVDサービスの申し込みを行うものとします。
 - 本規約は、当社所定のインターネット上のサイト (http://www.usen.com/usen_kidsdvd/) に掲出いたします。
 - レンタル契約の特約の定めがない限り、DVDサービスの最低利用期間は、利用の開始された日の属する月末日から1ヵ年間とし、以降は、同一条件にて1ヶ月単位での利用期間による自動更新となるものとします。

第2条 (用語の定義)

本規約における各用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	用語の定義
契約申込者	本規約に同意し、当社にレンタルサービス契約の申込みをする者
契約者	本規約に同意し、当社とレンタルサービス契約を締結した者
DVD サービス	契約者に対し貸与するDVDを用いて、情報、コミュニケーション、ソフトウェア、映像、画像(写真を含みます。)、音楽、音声その他の情報(総称して以下、「番組」といいます。))を有料で提供するサービスの名称

(規約の変更)

第3条 当社は、任意に本規約を変更できるものとします。なお、当該変更がなされた場合、当該変更された本規約を第1条第3項に定めるサイトに掲出し、当該掲出日をもって契約者は当該変更された本規約の適用を受けることになることを予め承諾するものとします。但し、契約者にとって社会通念上も一方的であり、かつ明らかなる不利益変更がなされた場合、当社は予め契約者の同意を得るものとします。

(契約の申し込み)

第4条 DVDサービスの契約の申し込みは、本規約を承諾の上、当社所定の方法により行うものとします。

(契約申し込みの承諾)

- 第5条 当社は、DVDサービスの申し込みを承諾するときは、当社所定の方法により契約申込者に通知又は契約申込者と契約書の締結をします。
2. 当社は、契約申込者が次の各号のいずれかに該当する場合には、DVDサービス契約の申し込みを承諾しない又はレンタル契約の解除をすることがあります。
- DVDサービスの申し込みの際に虚偽の事実を通知したことが判明したとき
 - DVDサービスの月額利用料その他当社に対する金銭的債務の支払いを役員、従業員、および関係者等が反社会的勢力の構成員、またはその関係者ではないことを表明し、保証するものとします
 - その他レンタル契約の申し込みを承諾することが、技術上、または当社の業務の遂行上、支障があると当社が判断したとき

(DVDサービス利用開始日)

第6条 当社は、契約者に対し貸与するDVD(以下、単に「DVD」といいます。))を当社の費用で当社が指定する者(以下、「当社指定業者」といいます。))を介して契約者の指定する場所に送付するものとします。なお、契約者の指定した場所における契約者以外の者によるDVDの受領も契約者の受領とみなします。

- 契約者がDVDを受領した日を契約者の指定する場所におけるDVDサービスの利用開始日とします。

(契約事項の変更等)

第7条 契約者は、レンタル契約に記載した住所または連絡先等に変更があるときは、当社所定の方法により直ちに当社に通知するものとします。

(レンタル契約の撤回)

第8条 契約者がDVDを受領しない、あるいはできない状態が一定期間経過した場合、レンタル契約の承諾又は締結を撤回、解除することがあります。

- 契約者は、契約者がDVDを受領した日から14日(当社の営業日)以内に当社所定の方法でDVDの返却手続きを完了させることにより、レンタル契約を撤回、解除することができます。

(DVDの取り扱いは)

第9条 契約者は、DVDの所有権が当社又は当社が指定する第三者にあることを確認し、当社の指示およびレンタル契約、本規約の各定めに従い、DVDを取り扱うものとします。

- 契約者は、善良なる管理者の注意をもってDVDを利用管理するものとします。
- DVDの使用に必要な機器、電源および電気等に係る費用は、契約者の負担とします。

(交換)

第10条 契約者は、受領したDVDに毀損等が認められた場合、又は利用期間中に毀損等が生じた場合は、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

当社は、前項に定める通知によりDVDの毀損等が認められた場合は、当社所定の方法により、正常なDVD(以下、「代品」といいます。))と交換し、契約者は代品の受領後、速やかに自らの費用と責任により代品の設置および設定をし、かつ毀損等が認められたDVDを当社又は当社指定業者へ返却するものとします。

3. 代品は、毀損品と同一内容もしくはほぼ同等の内容を有するDVDであることを契約者は予め承諾するものとします。

4. 毀損等が契約者の責による場合には、当社よりの代品の発送並びに毀損等が認められたDVDの返却に係る実費、および代品作成に係った実費を契約者が負担するものとします。

(禁止行為)

第11条 契約者は次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- DVDを日本国外に持ち出すこと
- DVDを譲渡・転貸または担保に供すること
- DVDを解析、改造、改変などとして、引渡時の原状を変更すること

(権利の承継)

第12条 契約者は、当社の書面による承諾を得ることなく、レンタル契約を担保に供する又は契約上の地位を第三者に承継させることはできないものとします。

2. 前項に定める当社の書面による承諾を求める場合、契約者は、速やかに当社が指定する方法により当社に指定する事項を当社に通知するものとします。なお、当社が承諾をした場合、契約者は、別紙料金表に定める事務手数料を当社に支払うものとします。

(レンタル契約の解約・終了)

第13条 DVDサービスは、レンタル契約の解約、解除等による終了に伴い終了するものとします。

- レンタル契約の終了日は、DVDが当社所定の方法により返却された日の属する月の末日となります。
- 月額利用料は、終了日の属する月分まで発生するものとします。
- 第6条に定めるサービス利用開始日の属する月の末日がDVDサービス契約の終了日となる場合、当社は、契約者に対し別紙料金表に定める解約違約金の額を請求します。
- 当社所定の方法によりDVDが返却されるまでは、正常に利用しているものとみなし、当社は月額利用料を請求できるものとします。
- レンタル契約の解約、解除等ともなうDVDの返却が不可能な場合、契約者は、別紙料金表に規定する解約違約金の額を当社に支払うものとします。

(契約違反等による解除)

第14条 契約者に次の各号に定める事由のいずれかが生じたときは、当社は、何らの催告無しに、レンタル契約を解除することができるものとします。ただし、レンタル契約の解除は、当社の契約者に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

- 本規約のいずれか一の規定に違反したとき
 - 月額利用料その他の金銭的債務について、支払期限を経過してもなお支払わないとき
 - 契約者の信用、支払能力等に重大な変更を生じた当社が認めたとき
2. 前項に定めるレンタル契約の解除がなされた場合、前条の規定を準用するものとする。

(DVDの滅失、紛失、盗難等)

第15条 DVDの滅失、紛失、盗難等により、DVDサービスの受益又はDVDの返却が不可能となった場合、契約者は直ちにその旨を当社に通知するものとし、かつ別紙料金表に規定する解約違約金の額を当社に支払うものとします。

- 前項の適用がなされ、かつ契約者から請求があるときは、当社は契約者に対し、代品を提供し、DVDサービスの提供を継続するものとします。

(責任の範囲)

第16条 当社は、契約者がDVDサービスの利用に起因して損害を負うことがあっても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、賠償責任を負わないものとします。

- 火災、地震、落雷、風水害、その他の天災地変または異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力によるDVDの故障、破損または滅失等に関しては、当社は一切の責任を負わないものとします。

3. 契約者によるDVDの使用または管理に起因して発生したいかなる損害についても、当社は何人に対しても責任を負わず、契約者は、自らの責任と費用負担においてこれを処理、解決するものとします。

(料金の支払方法)

第17条 契約者は、別紙料金表の規定に従い料金を当社に支払うものとします。

(月額利用料の請求)

第18条 契約者が支払う月額利用料は、契約者の利用開始日の属する月の翌月から発生します。なお、如何なる事由をもってしても月額利用料の日割計算は行わないことを契約者は予め承諾するものとします。

(延滞利息)

第19条 契約者は、当社に対する金銭的債務の履行を怠った場合、支払期日の翌日から起算して完済の日まで年14.5%の割合で算出された延滞利息を支払うものとします。

(DVDサービスの終了)

第20条 当社は、契約者に対する一定の予告期間をもって、DVDサービスの提供を終了できるものとします。この場合、当社は契約者その他のいかなるものに対していかなる責任も負わないものとします。

(業務委託)

第21条 当社は、DVDサービスの業務の全部または一部を当社の責任において第三者に委託することができるものとします。

(個人情報取扱)

第22条 当社は、保有する加入者の個人情報に関し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)および当社が別途定める「個人情報保護方針」および「個人情報の取扱いについて」に基づいて適正に取り扱います。

- 当社は、当社が別途定める「個人情報保護方針」および「個人情報の取扱いについて」に従うほか、本サービスの加入者の個人情報について以下の目的で利用します。
 - 加入者への本サービスの提供、
 - 加入者の管理、
 - 本サービスの運営上必要な事項の連絡、
 - DVD等の梱包、発送業務、
 - 料金の請求に関する業務
 - 加入者からの問合せへの対応業務、
 - 当社が発行するメールマガジンの配信、
 - 当社および第三者のサービスのほかの広告、宣伝、販売の勧誘(メール等)
 - キャンペーンや懸賞企画、アンケートなどの本サービスに関する業務、
 - 新サービスに向けて必要な調査、アンケートやマーケティングの分析
- 当社は、当社が別途定める「個人情報保護方針」および「個人情報の取扱いについて」に従い個人情報を適切に保護し、(イ)加入者の同意が得られた場合、(ロ)法令等により開示が求められた場合、犯罪捜査など法律手続の中で開示を要請された場合または消費者センター、弁護士会等の公的機関から正当な理由に基づき照会を受けた場合、(ハ)合併、営業譲渡その他の事由による事業の承継の際に必要な応じ開示する場合のほか、次の場合、個人情報を提供することがあります。

第三者に提供する目的	提供する個人情報の項目	提供の手段または方法	当該個人情報の提供を受ける者または提供を受ける者の組織の種類、および属性
料金の決済を行うため	氏名、ユーザー名、料金	電子データ	カード決済代行事業者、金融機関

4. 当社は、当社が別途定める「個人情報保護方針」および「個人情報の取扱いについて」に従い、本条第1項の利用目的の範囲内で業務の全部または一部を第三者に委託する場合があります。(本人確認と代理人による請求)

第23条 当社は、個人情報の開示・訂正の請求を受けたときは、請求を行う者が本人または代理人であることの確認を、個人情報取扱規程に定める手続により行います。(苦情処理)

第24条 当社は、個人情報の取扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。

2. 前項の苦情処理の手続は、個人情報取扱規程に定めます。

(反社会的勢力排除に関する表明保証)

第25条 契約者は、レンタル契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力(以下、総称して「反社会的勢力」という。))ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けいないこと、ならびに自らの役員、従業員、および関係者等が反社会的勢力の構成員、またはその関係者ではないことを表明し、保証するものとします。

- 加入者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなくBGMサービス契約を解除することができるものとします。
 - 反社会的勢力に属していること
 - 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
 - 反社会的勢力を利用していること
 - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
 - 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
 - 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐称、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと
- 前項各号のいずれかに該当した加入者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

(合意管轄)

第26条 契約者および当社は、レンタル契約又はDVDサービスの利用に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

別紙 料金表

1. 通則

- 利用料の日割計算
当社は、利用料の日割計算を行いません。加入者は、利用開始日の属する月の翌月1日から本サービスの提供を終了した日の属する月の末日までの利用料を当社に支払うものとします。
- 消費税および地方消費税の加算
本約款の規定による利用料その他債務の支払いを要するものとされている額は、特約の定めのない限り、料金表に定める額に消費税および地方消費税を加算した額とします。
- 端数処理
当社は、利用料その他計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てます。
- 支払いに係る手数料
振込手数料等の利用料その他債務の支払いに係る手数料は、加入者の負担とします。

2. 本サービスおよび本コース

本サービス名	内容
キッズコーナーDVD	著作権者から承諾を得た安全な「業務用DVD」を提供

3. 初期費用および利用料

本サービスにおける初期費用および利用料の額は、加入契約に定めるものとします。なお、当該初期費用および利用料は、当社から加入者に対して、改定をする1ヶ月前までに当社が通知することにより改定できるものとします。

4. 初期費用および利用料の支払方法

本サービスにおける初期費用および利用料の支払方法は、レンタル契約に定めるものとします。

5. 手数料

加入者は、次の手数料を支払うことにより各種手続きの実施を当社に請求することができます。なお、手数料の支払方法は、別途当社が指定する方法によるものとします。

項目	手数料の額	単位	内容
契約内容変更手数料	1,000円	1回	契約内容変更にかかる手数料
事務手数料	1,000円	1回	承継によりレンタル契約を承継する時にかかる手数料

6. 違約金

加入者は、本約款に定める違反行為または禁止されている行為を行った場合、次の違約金を当社に支払うものとします。なお、違約金の支払方法は、別途当社が指定する方法によるものとします。

項目	違約金の額	単位	内容
解約違約金	10,000円	1回	第13条第6項の定めにより加入者が解除を行った場合、および第14条の定めによる当社が解除を行った場合、および第15条1項に定めるDVD返却が不可能になった場合の違約金

附則

(実施期日)

本規約は平成28年9月1日から実施します。